

番号	原則・指針	当法人の対応
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1.	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は地域に根差した地元に信頼される監査法人を目指しています。地域の期待に応えるためには会計監査の品質管理が最も重要であると認識しています。品質管理のシステムの整備及び運用は社員総会で選任された品質管理担当社員が責任を負い、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任は最高経営責任者である筆頭代表が負っています。品質管理に関する当法人の方針は筆頭代表から、関連する制度の改正等の情報は品質管理担当社員から、それぞれ社員・職員全員に伝達されます。 (年次報告書 II.1.(1)参照)
指針 1-2.	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	筆頭代表から年2回当法人が対処すべき課題や経営方針についてのメッセージが全社員・職員に送付されます。社員間ではほぼ月1回の頻度で開催されている社員総会において情報、価値観および行動指針等の共有がされています。職員に対しては年1回開催されるタウンホールミーティングと個別面談があり、その場においても筆頭代表から共有すべき情報や価値観・行動指針の伝達が行われます。
指針 1-3.	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・發揮せるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人は小規模な法人であり、職員の能力や実績に関しては全社員が把握することができます。各職員に対する指導方針等は社員間で共有しており、能力を十分に保持・発揮させるべく指導を行っています。
指針 1-4.	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	社員総会、タウンホールミーティング、法人内部での研修、監査チームのミーティング等において、各人が自由に発言する機会があり、構成員全員が会計監査を巡る課題、知見、経験を共有しています。
指針 1-5.	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	非監査業務に関しては、会計専門家として専門知識や技能を適用することにより、依頼人に対して目的にかなった助言その他の成果物を提供していく方針です。契約に際しては、法令や倫理規則に抵触することのないよう、社員総会において依頼内容等を慎重に検討しています。 (年次報告書 II.2.(3)参照) 社員・職員の兼業・副業に関しては、地方公共団体の委員や公益法人の役員等、公益性が高く個人でなければ就任できない職については、地域貢献の観点から、積極的に就任を勧めています。他に、当法人の業務に支障のないこと、利益相反にならないことを条件に、税理士業務等を行うことを認めています。この場合は兼業・副業を監査法人の業務よりも優先することがないよう、各社員・職員に厳格に求めています。 (年次報告書 II.3.(6)参照)

指針1-6.	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	該当ありません。
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針2-1.	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	<p>当法人における最高意思決定機関は社員総会であり全社員から構成されます。社員総会は少なくとも3か月に1度の開催と定めていますが、実際にはほぼ月1回の頻度で開催しています。また、必要が認められる場合は機動的に開催しています。</p> <p>機構としては、筆頭代表の下位に、監査業務をはじめとする法人業務の品質の確保、情報セキュリティ、コンプライアンス、法人運営の健全性を維持する事を目的に担当を設置しており、各担当の責任者には社員が就任しています。</p> <p>(年次報告書II.2.(1)、(2)参照)</p>
指針2-2.	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 	<p>監査品質に関する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、まずは監査責任者、監査チームメンバー、審査担当者が当該事項の内容分析と対応を協議しますが、必要に応じて社員総会を招集して法人として適切な対応ができるような体制を整備しています。</p> <p>当法人では、リスク評価のための分析的手続や被監査会社の経営者や監査役等とのコミュニケーションは監査において必ず実施すべき手続としており、計画審査や意見審査の際に実施の有無や実施内容が検討されます。</p> <p>社員登用については「社員登用に関する内規」に基づき、原則として当法人における勤務年数と公認会計士として監査業務に従事した年数を合計（期間の重複可）して10年以上となる者を社員候補者として、社員総会において全社員の同意により選任しています。</p> <p>職員の採用については、採用・広報担当の社員および人事担当の社員が担当し、公認会計士資格保有者の他、金融機関勤務経験者や会計・監査に関する知識を有している者等、業務に必要な能力を有し誠実な人材を採用しています。</p> <p>当法人は小規模な法人であり、職員の能力や実績に関しては全社員が把握することができます。当法人の年間の監査日程は社員総会において決議されますが、その際に各職員の能力に応じて担当先を決定しています。</p> <p>(年次報告書II.3.(4)参照)</p> <p>当法人は業務の効率的な遂行と質の向上を目的に、セキュリティに対する最大限の配慮と、アクセスの安定、データの保全を基本方針にITデジタル化を進めています。</p> <p>当法人では、業務に関するデータはサーバーのみに保存するものと定め、VPN接続によりサーバーへのアクセスを当法人所有のPCのみに制限しています。また、サーバーについては常時バックアップを行うことにより</p>

	<p>監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</p>	<p>データの保全を図っています。また、セキュリティの基本方針として「情報セキュリティ基本方針」を、運用の基準として「情報セキュリティ対策標準」を定めて、すべての社員・職員に周知し、遵守させています。遵守状況については、情報セキュリティ担当社員が隨時検証を行っています。</p> <p>(年次報告書 II.4.(1)参照)</p>
指針2-3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>社員総会の構成員である社員の登用については「社員登用に関する内規」に基づき、原則として当法人における勤務年数と公認会計士として監査業務に従事した年数を合計（期間の重複可）して10年以上となる者を社員候補者として、社員総会において全社員の同意により選任しています。</p> <p>(年次報告書 II.3.(4)参照)</p> <p>当法人では社員総会の下位に監査業務をはじめとする法人業務の品質の確保、コンプライアンス、法人運営の健全性を維持する事を目的に担当を設置してますが、それらの業務遂行に必要な能力をもつ社員を各担当の責任者として社員総会において選任しています。</p> <p>(年次報告書 II.2.(1)、(2) 参照)</p>
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>当法人は、社員9名、職員18名（非常勤6名含む）と小規模であることから、独立した監督・評価機関は設けていません。しかし、全社員が無限連帯責任を負い、監査法人の重要事項に係る意思決定は社員総会における合議により行っていますので、社員間で相互に監督・評価し経営機能の実効性を発揮する機能を確保しています。</p>
指針3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>当法人は経営における独立性を有する第三者の知見の活用を現在は行っていませんが、今後の規制動向等を踏まえ引き続き活用の要否を検討します。</p>
指針3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>当法人は小規模であることから、独立した監督・評価機関の設置又は独立性を有する第三者の知見の活用を行っていません。しかし、全社員が無限連帯責任を負い、経営上の重要事項に係る意思決定は社員総会における合議により行っていますので、社員間で相互に監督・評価し経営機能の実効性を発揮する機能を確保しています。</p> <p>内部及び外部からの通報を受け付ける担当責任者を筆頭代表としており。筆頭代表専用の電話番号を当法人のウェブサイト上に掲載し、事務所内外に周知しています。</p> <p>独立した監督・評価機関の設置又は独立性を有する第三者の知見の活用については、今後の規制動向等を踏まえ引き続き検討します。</p>

指針3-4.	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>当法人は独立した監督・評価機関を設置していませんが、今後の規制動向等を踏まえ、引き続き設置の要否を検討します。</p>
原則4	<p>監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	
指針4-1.	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>監査の現場からの必要な情報等は、社員総会において報告され、全社員で情報等を共有したうえで意見交換や議論を行っています。緊急度の高い情報等に関しては全社員へEメールで周知し情報共有や意見交換を行っています。</p>
指針4-2.	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>社員登用については「社員登用に関する内規」に基づき、原則として当法人における勤務年数と公認会計士として監査業務に従事した年数を合計（期間の重複可）して10年以上となる者を社員候補者として、社員総会において全社員の同意により選任しています。 職員の採用については、採用担当の社員および人事担当の社員が担当し、公認会計士資格保有者の他、金融機関勤務経験者や会計・監査に関する知識を有している者等、業務に必要な能力を有し誠実な人材を採用しています。 当法人は小規模な法人であり、職員の能力や実績に関しては全社員が把握することが可能です。当法人の年間の監査日程は社員総会において決議されますが、その際に各職員の能力に応じて担当先を決定しています。報酬に関しても社員総会において職員の実績等を考慮して決定しています。 (年次報告書 II.3.(4)参照)</p>
指針4-3.	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>当法人は小規模な法人であり、職員の能力や実績に関しては全社員が把握することができます。当法人の年間の監査日程は社員総会において決議されますが、その際に各職員の能力に応じて担当先を決定しています。当法人では専門要員が職業的専門家としての基準又は適用される法令に準拠して業務を実施できるようにするために「研修実施方針」を定め、当法人内の研修を実施または外部の研修の受講の機会を設けています。 研修の年間計画の策定や受講状況の管理は研修担当の社員が業務を行っています。 (年次報告書 II.1.(5)、3.(3)参照)</p>
		<p>当法人では、被監査会社の経営者や監査役等との意見交換を必須の監査手続としており、業務執行社員に対して計画時および意見表明前に意見交換を実施し監査調書に記録することを求めています。</p>

指針4-5.	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念するがないよう留意すべきである。	「品質管理に関する方針及び手続に関する規程」において、内部及び外部からの通報を受け付ける担当責任者を筆頭代表と定めており、筆頭代表専用の電話番号を当法人のウェブサイト上に掲載し、事務所内外に周知しています。
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。	
指針5-1.	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成して、当法人のウェブサイト上に公表しています。
指針5-2.	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢および法人構成員が共有すべき価値観や行動指針等は、筆頭代表の挨拶として「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載し公開しています。 (年次報告書 I.1参照)</p> <p>当法人の中長期的な目標、品質管理システムの状況、経営機関等の構成や役割、法人業務における被監査業務の位置づけ、IT化への対応状況、人事の状況、財政基盤等についても「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載し公開しています。 (中長期的な目標：年次報告書 II.1.(3)参照) (品質管理システムの状況：年次報告書 II.1参照) (経営機関等の構成や役割：年次報告書 II.2.(2)参照) (法人業務における非監査業務の位置づけ：年次報告書 II.2.(3)参照) (IT化への対応状況：年次報告書 II.4 参照) (人事の状況：年次報告書 II.3参照) (財務基盤：年次報告書 II.5参照)</p> <p>海外子会社等を有する被監査会社、グローバルネットワーク、グループ経営は該当ありません。</p>

	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	
指針5-3.	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	被監査会社に対しては、監査計画の説明や監査結果の報告時のコミュニケーションの際に、会計監査の品質の向上に向けた取組み等に関する意見交換を行っています。株主、その他の資本市場の参加者に対しては、当法人のウェブサイト上の問い合わせフォームから質問を受け付けています。また、地元の経営者が多く集まる団体において、公認会計士及び当法人の業務内容と会計監査の品質の向上に向けた取組の説明・意見交換も実施しています。株主、その他資本市場の参加者等との積極的な意見交換、独立性を有する第三者の知見を活用等については今後の規制動向等を踏まえて引き続き検討します。
指針5-4.	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>当法人の筆頭代表が、第50期（自2024年7月1日 至2025年6月30日）の業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。</p> <p>また、当法人では品質管理システムのモニタリングや監査業務の定期的検証を通じて監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価しています。</p>
指針5-5.	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	当法人は組織的な運営の改善に向けてあらゆる情報や意見を活用する方針です。本原則の適用状況の評価については今後実施を検討します。